

2022年12月号 (Vol.25)

学校をめぐる危機管理

- | | |
|---------------------------------------|--|
| I. はじめに | 森・濱田松本法律事務所 |
| II. 学校法人のガバナンス | 弁護士 木山 二郎
TEL. 03 6266 8778
jiro.kiyama@mhm-global.com |
| 1. 学校法人におけるガバナンス体制 | |
| 2. 学校法人を取り巻くコンプライアンス上のリスク | 弁護士 今泉 憲人
TEL. 03 6266 8937
kazuhito.imaizumi@mhm-global.com |
| III. 近時の学校法人をめぐる不正・不祥事案からみるガバナンス等の重要性 | 弁護士 山内 裕雅
TEL. 03 6266 8547
hiromasa.yamauchi@mhm-global.com |
| 1. 調査報告書において指摘された問題点 | |
| 2. 調査報告書において再発防止策として提言された施策 | |
| 3. 学校法人におけるガバナンス等を考えるポイント | |
| IV. おわりに | |

I. はじめに

近年、医学部の入試不正問題や学校法人の元理事長・理事の不正等の学校に関連する様々な問題が発生し、近時、学校をめぐるガバナンスやコンプライアンスが注目を集めています。学校は、その公共性の高さもあって、ひとたび不祥事が生じた場合には世間の厳しい批判に晒されることも珍しくなく、当局・取引先を含む関係者としても無関心ではられない問題となっています。

そこで、本稿では、危機管理の観点から、学校をめぐるガバナンスやコンプライアンスに関する状況を整理し、近時の不正・不祥事案における調査報告書を踏まえた上で、学校のガバナンスやコンプライアンスの在り方について検討したいと思います。

なお、学校は、設置主体によって、国公立学校と私立学校に分けられますが、本稿においては、特にそのガバナンスの在り方が多様である私立学校法（以下「私学法」といいます。）に基づく私立学校を前提に解説いたします。

II. 学校法人のガバナンス

1. 学校法人におけるガバナンス体制

学校法人に関する主な法令としては、学校法人の組織・会計・補助金等について規律する私学法及び私立学校振興助成法並びに学校の組織・教育の在り方等を規律する教育基本法及び学校教育法等が挙げられます。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

このうち、学校法人のガバナンスを規律するのは主に私学法です。私学法において規定される学校法人の主たる機関等は以下のとおりです^{1,2}。

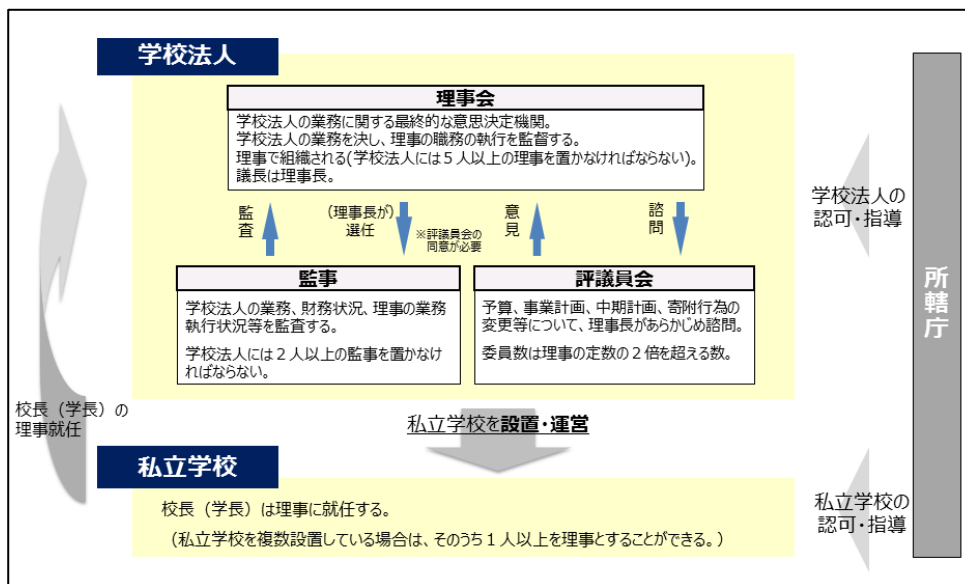
- ① **寄附行為**：学校法人のガバナンスの基本（株式会社の定款にあたるもの）を「寄附行為」といいます（私学法 30 条 1 項）。
- ② **理事**：学校法人には、5 名以上の理事を置くことが必要であり（私学法 35 条 1 項）、校長（学長及び園長を含みます。以下同じです。）のほか、寄附行為で定めるところにより選任されます（私学法 38 条 1 項各号）。理事は理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する機関であり、学校法人に対して、善管注意義務（私学法 35 条の 2、民法 644 条）及び忠実義務（私学法 40 条の 2）を負います。そのため、理事に任務懈怠があれば学校法人に対して損害賠償責任を負うほか（私学法 44 条の 2 第 1 項）、職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、第三者に対する損害賠償責任を負います（私学法 44 条の 3 第 1 項）。
- ③ **理事会**：理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する機関です（私学法 36 条 2 項）。
- ④ **理事長**：理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します（私学法 37 条 1 項）。なお、理事長以外の理事は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表することがあります（私学法 37 条 2 項）。理事長は校長と兼任することが可能です。
- ⑤ **監事**：学校法人には、2 名以上の監事を置くことが必要であり（私学法 35 条 1 項）、評議員会の同意を得て、理事長が選任します（私学法 38 条 4 項）。監事は学校法人の業務や財産状況等を監査する機関であり、理事と同様、学校法人に対して、善管注意義務を負っています。
- ⑥ **評議員会**：学校法人には、評議員会が設置されており（私学法 41 条 1 項）、諮問・審議機関とされています（私学法 42 条 1 項）。

¹ なお、大学には、教授会が設置されていますが、教授会は教育研究に関する事項について審議等を行う機関として（学校教育法 93 条 1 項・3 項）、私学法のガバナンスを担う本文記載の各機関とは区別されます。

² 文部科学省は、2022 年 5 月 20 日、私立学校法改正法案骨子を策定しました。ここで述べる学校法人の主たる機関等に関する説明は、現行法に基づくものです。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

【学校法人の組織等（文部科学省ウェブサイト³より引用）】



私学法においては、監事や評議員会が必須機関とされているなど、理事やオーナーの専断を防ぐための一定のルールが設けられておりますが⁴、基本的には大学の自主性を重視した多様なガバナンス体制を許容しているとの評価もされています⁵。いずれにせよ、学校法人の機関設計は、株式会社とは異なっており、学校法人のガバナンスについては、このような学校法人の機関設計の特殊性を踏まえ、検討する必要があります。

2. 学校法人を取り巻くコンプライアンス上のリスク

学校法人は、コンプライアンス上の問題に直面することがあり、その問題は多岐にわたります。

まず、学校法人は、学校運営という事業を営んでいる以上、一般企業と同様、教育現場以外の場面においても、各種のコンプライアンス上の問題が生じ得ます。例えば、ハラスメント、取引先との不適切な関係（キックバック等）、情報漏えい、反社対応、会計不正等の問題です。近時においては、理事長等の一部の者によって学校経営が私物化されるなどした事例が複数生じており、学校法人のガバナンスに関する問題意識が高まっています。また、学校法人においては、教育現場において、いじめ、非行、不登校、体罰、保護者・地域対応、教職員の労働問題等の問題に直面することがあり、そこでの対応を誤れば、コンプライアンス上の問題に発展する可能性もあります⁶。

³ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/index.htm#menue1-1

⁴ 例えば、私学法においては、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれてはならないといったルールが設けられています（私学法 38 条 7 項）。

⁵ 私学高等教育研究所 73 回公開研究会第講演資料

(https://www.shidaikyo.or.jp/riihe/kenkyukai/pdf/73th_no1.pdf) 参照

⁶ 近時においては、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた幼児が死亡するという痛ましい事件や、

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

それでは、学校法人において、コンプライアンス上の問題が生じた場合どのようなリスクがあると考えべきでしょうか。

まず、学校法人において、例えば、不正・不祥事案が発生した場合、同法人が運営する学校のイメージやブランド価値を損なわせることになり得ますし、特に大きな問題であれば入学希望者の減少等を招き、経済的な影響を受ける可能性も否定できません。また、それだけでなく、学校法人に民事上の損害賠償責任⁷が生じ得るほか、場合によっては法人として刑事責任を問われることもあり得ます。学校法人に留まらず、役員や教職員個人が民事上及び刑事上の法的責任を負うこともありますし、そうでなくとも、辞任や退職等に追い込まれる可能性もあることには留意が必要です。加えて、行政との関係では指名停止処分等の処分を受ける可能性や国の補助金が減額される可能性もあり、その場合、学校法人の経営に与える影響は小さくありません。さらに、究極的には、学校教育法に基づく組織の廃止命令や私学法に基づく学校法人の解散命令を受ける可能性もあり得、そうなると学校や学校法人の存続自体が不可能となります⁸。

このように、学校法人において不正・不祥事案が発生した場合、一般企業と同等あるいはそれ以上のリスクが想定されることとなります。そのため、学校法人においては、コンプライアンス上の問題を未然に防ぐことが何より重要となります。

Ⅲ. 近時の学校法人をめぐる不正・不祥事案からみるガバナンス等の重要性

1. 調査報告書において指摘された問題点

それでは、学校法人におけるコンプライアンス上の問題を未然に防ぐためには、どのような体制を構築すればよいのでしょうか。学校法人におけるガバナンスや内部統制の在り方を考えるにあたっては、近時の学校法人の不正・不祥事案について公表されている第三者委員会等の調査報告書が参考となります。

近時の学校法人をめぐる不正・不祥事案の調査報告書において指摘されたガバナンスや内部統制に関する問題点としては、以下のようなものが挙げられます。

特に学校法人特有の問題として、多くの不正・不祥事案において、後記②から④のとおり、(特に理事長に対する)管理・監督機能が脆弱であったことが、その不正・不祥事案の原因とされていることは注目されます。

日本語学校において、外国人留学生に対する人権侵害があったとして、出入国在留管理庁から、留学生の受け入れを認める日本語学校の対象から抹消された事件等が発生しています。

⁷ 例えば、医学部の入試において、女性や浪人生といった特定の属性を有する受験生を不利に取り扱っていた問題に関し、受験した女性らが損害賠償を請求し、複数の認容判決が下されています。

⁸ 学校法人のガバナンスに関する有識者会議(第2回)会議資料「資料1 学校法人における管理運営不適正への対応に関する資料」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/102/mext_00002.html) 参照

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

① コンプライアンス意識の欠如又は希薄化

学校法人に限らず、多くの不正・不祥事案において、当事者らのコンプライアンス意識が欠如又は希薄化していたことが問題点として指摘されておりますが、これは、学校法人の不正・不祥事案においても異なりません。

② 役員選任プロセスの問題

複数の不正・不祥事案において、理事・監事の選任プロセスに問題があり、その結果、理事長による専制に対して歯止めをかけることができなかったことが指摘されています。近時の調査報告書においては、具体的には、例えば、以下のような点が指摘されています。

- ・ 理事や評議員の選任について、そのうち一定の人数は理事長の意向が反映されやすい制度又は慣行となっていた結果、時期が経つにつれ、役員の大勢は理事長の支持者、イエスマンで占められるようになっていった。
- ・ 理事会の構成員の大多数が現在もしくは過去の教職員又は当該学校法人が運営する学校の卒業生であり、外部人材の登用ができていなかった。その結果、外からの目が入ることで専制的な体制に歯止めがかかることも期待できなかった。
- ・ 理事の選任プロセスが不透明であり、多くの理事が理事長の協力者として就任した可能性があり、理事長に対する理事会による監督が期待できず、理事会が機能不全に陥った可能性がある。

③ 監督機能の不全（上記②以外の問題）

複数の不正・不祥事案において、理事会や監事による理事長に対する監督機能が不全に陥っていたことが指摘されています。近時の調査報告書においては、具体的には、例えば、以下のような点が指摘されています。

- ・ 理事や監事は、問題となった取引等に関する一部の情報には接していながら、十分な検討をしなかった。また、理事長に対して理事会決議を求めなかった。このことが、理事長の独断的運営を可能にした。
- ・ 監事が非常勤であり、また、無報酬の場合もあって、学校法人全体について常時十分な監査をすることができていなかった。
- ・ 役職員の間で、理事長の意向に反する行動をとると人事上の不利益を受けるとの認識が広がっていた結果、役職員が理事長の顔色を見て行動するようになっていた。

④ 法人としての管理機能の不十分さ

各学校に対してガバナンスを効かせるべき学校法人としての管理機能が脆弱であることが指摘されている事案もあります。具体的には、法人全体の業務を管理する常務理事・法務部門の不存在、法人の管理部門・監査室の人員不足等が指摘されています。

⑤ その他の問題

以上のほか、学校法人において不正・不祥事が発生した原因としては、理事が教職員や卒業生ばかりであり、同質性が強く身内意識の強い組織となっているこ

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

と、及び上命下服の体質があったこと、学校法人内の各種ルールが規程化されていないこと、内部通報制度が未整備、あるいは、内部通報制度の信頼性が欠けていたことなどが挙げられています。

2. 調査報告書において再発防止策として提言された施策

それでは、前記 1. で指摘された問題点に対して、学校法人としては、どのように対応すべきでしょうか。近時の調査報告書において、前記 1. の問題点を踏まえた再発防止策として提言された施策には、例えば、以下のようなものがあります。

前記 1. のとおり、多くの不正・不行事案において、学校法人の管理・監督機能の脆弱であったことが指摘されていることを踏まえると、後記②から⑤のような学校法人の管理・監督機能の機能強化のための施策が重要と考えられます。

- ① 役員及び教職員に対するコンプライアンス意識を涵養する研修・教育
- ② 理事長制度の改革
 - ・ 現職の理事長が再任されやすい手続の見直し（客観的で公正な理事長の選任方法の検討）
 - ・ 理事長の再任制限のルール化
 - ・ 理事の定年制の導入
 - ・ 理事長の評価制度の創設 等
- ③ 理事会及び評議員会による監督機能の強化
 - ・ 理事及び評議員の客観的で公正な選任方法の検討
 - ・ 理事の選任理由等について、理事会及び評議員会に情報を提供することなどによる理事選任プロセスの透明化
 - ・ 様々な知識及び経験を有する外部人材や女性の理事や評議員への登用
 - ・ 理事会の資料を事前に配布するなどの丁寧な情報提供、必要な説明の実施
 - ・ 理事会・評議員会の議論の実質化のための理事の減員 等
- ④ 監事の監督機能の強化
 - ・ 監事の客観的で公正な選任方法の検討
 - ・ 監事の身分を安定させるための監事の任期の見直し
 - ・ 常勤監事又は常勤の監査担当者や担当部門の設置
 - ・ 監査結果のうち一定の重要な事項について、理事会に報告することを要する仕組みの導入 等
- ⑤ 法人の管理機能の強化
 - ・ 学校法人全体の業務を担当する常務理事の設置
 - ・ 学校法人の管理部門の人員の拡充
 - ・ 学校法人の管理部門部長と大学の部長の兼務状況の解消
 - ・ 法務部門の設置 等

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

⑥ その他

- ・ 学校法人内の規程類の整備
- ・ 内部通報制度の整備、信頼性確保⁹ 等

3. 学校法人におけるガバナンス等を考えるポイント

近時の多くの調査報告書においては、前記 1.のとおり、(特に理事長に対する)管理・監督機能が脆弱であったことが指摘されていることを踏まえると、(特に執行側トップである理事長に対して)理事会、監事及び評議員会が、いかに牽制的な機能を働かせることができるかがポイントとなると考えられます¹⁰。そのための具体的な施策としては、前記 2.記載の各施策が参考になると考えられますが、理事会、監事及び評議員会の人員・権限を強化する場合、人繰りやコストの問題も生じ得ますし、過度な牽制機能を持たせることによって、機動的な学校運営を阻害する可能性も否定できません。そのため、いたずらに牽制機能だけを強化するだけでなく、学校法人の実情を踏まえつつ、寄附行為や内部規定で定めた機関設計や運用方法を含めて、その適切性を検証し、そして不断に見直していくことが重要と思われる。また、学校法人の管理部門から各学校に対して、いかに適切なガバナンスを及ぼすことができるかどうかという点もポイントになると考えられます。管理部門が軽視されることがあってはなりません。特に複数の学校を設置している法人においては、全体の横串を通ず機能としての管理部門の役割は重要であると考えられます。

また、学校法人が直面する教育現場の問題には、一次的には現場の教職員が対応することが多いと思われるが、学校法人として、あらかじめ適切な内部統制システムを構築し、不正・不祥事案の発生を未然に防ぐことが重要です。そのためには、コンプライアンス意識を高めるための研修の実施、学校法人内ルールの明確化・規程化、内部通報制度の創設・拡充等が考えられますが、学校法人としては、教育現場の問題であったとしても、個々の教職員限りの問題ではなく、組織としての対応が問われることになることは肝に銘じておく必要があると思われる。

なお、学校法人においても、一般企業と同様に、社会の変化に対応して、常にアップデートが求められます。例えば、昨今では、合理性を欠く校則について、「ブラック校則」として問題視される事例も生じています¹¹。近年、児童・生徒・学生の人権を尊重する観点から、これまで見過ごされてきた問題が取り上げられることも増えてき

⁹ なお、学校法人にも公益通報者保護法が適用されることには留意が必要です。したがって、常時使用する労働者が 300 名を超える場合には、内部公益通報受付窓口を設置する必要があることには留意が必要です。

¹⁰ なお、学校法人のガバナンス改革については、日本私立大学協会「私立大学版ガバナンス・コード〈第 1 版〉」(2019 年 3 月 28 日)、日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード【第 1 版】」(2019 年 6 月 25 日)、大学監査協会「大学ガバナンスコード」(2019 年 7 月 11 日)がそれぞれ策定されているところであり、これらも意識する必要があります。

¹¹ 文部科学省は、2022 年 12 月、12 年ぶりに改訂した「生徒指導提要」を公表しました。改訂された生徒指導提要において、校則については、絶えず見直しを行うことが求められること、見直しの過程に児童生徒が参画することが有益であることなどが記載されています。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

ており¹²、学校法人としても、こうした社会の変化を注視していく必要があることには留意が必要です。

IV. おわりに

学校をめぐる問題は、児童・生徒・学生、保護者、地域、役員・教職員、当局など様々なステークホルダーとの関係に留意しながら対応しなければならないという難しさがあるものの、同時に、私立学校であっても、公共性の高さゆえに社会からの関心や厳しい視線も避けられないところです。そのような中であって、学校をめぐるコンプライアンスについては、不正・不祥事案によって問題が顕在化したことも相まり、近年、急速に問題意識が高まっています。

そのため、各学校法人において、不正・不祥事案が生じた場合、これまで以上に学校法人の経営等に大きな影響を与えることが想定されるところ、各学校法人は、本稿で記載したようなガバナンスや内部統制上の問題点の有無を精査することが急務です。また、今後、国会に私立学校法の改正法案が提出されることが見込まれており¹³、業務執行に対する監督権限の強化等が図られる予定ですが、法改正の状況にも注視しながら、学校法人として、適切な体制を整備し、コンプライアンスの徹底を図るよう継続的に対応していくことが肝要と考えられます。

セミナー情報

- セミナー [『【危機管理類型別ミニウェビナー】不正・不祥事への初動対応のポイント（全7回シリーズ）第1回「海外贈収賄」』](#)
視聴期間 2022年12月9日（金）～2023年1月9日（月）
講師 山内 洋嗣、御代田 有恒
主催 森・濱田松本法律事務所

- セミナー [『注目を浴びるセキュリティ・クリアランスの日米制度比較と今後の展望～日本企業に与え得るインパクトも含めて～』](#)
視聴期間 2022年12月7日（水）～2023年1月20日（金）
講師 梅津 英明、大川 信太郎
主催 森・濱田松本法律事務所

¹² 2022年6月、子ども施策の基本理念等が明記された子ども基本法が成立しました。

¹³ 文部科学省は、2022年5月20日、私立学校法改正法案骨子を策定しました。改正法案骨子は、理事、監事、評議員及び会計監査人の選任及び解任の手續、理事会及び評議員会の権限及び運営等の学校法人の管理運営に関する規定を整備することなどを目的とするものであり、理事長の選定及び解職は理事会において行うこととするなど、法人の意思決定と業務執行の権限や業務執行に対する監督・監視の権限を明確に整理する内容などが盛り込まれています。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

- セミナー [『【危機管理類型別ミニウェビナー】不正・不祥事への初動対応のポイント（全7回シリーズ）第2回「品質データ偽装」』](#)

視聴期間 2022年12月23日（金）～2023年1月23日（月）

講師 西本 良輔、重富 賢人

主催 森・濱田松本法律事務所

- セミナー [『経済安全保障推進法の政省令等の最新状況について』](#)

視聴期間 2022年12月26日（月）～2023年2月3日（金）

講師 梅津 英明、大川 信太郎

主催 森・濱田松本法律事務所

- セミナー 『第16304回 そもそもコンプライアンスとは 社内リソースを活用した調査方法「コンプライアンス経営の実践と不正・不祥事に対する社内対応の実務上のポイント』』

開催日時 2023年1月20日（金） 9:30～11:30

講師 木山 二郎

主催 株式会社 JPI 日本計画研究所

- セミナー 『一歩先の「ビジネスと人権」と人権デュー・ディリジェンス～理想と現実の間で、どう対応するべきか～』

開催日時 2023年1月30日（月） 13:00～16:00

講師 梅津 英明

主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『第5068回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ビジネスと人権をめぐる最新動向と実務対応～日本政府ガイドライン及び米国のウイグル強制労働防止法を含めて～』』

開催日時 2023年2月9日（木） 13:30～15:30

講師 梅津 英明、御代田 有恒

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

- 論文 「＜特集 2 地政学リスクへの全方位対応＞地政学リスクに対して法律家が果たすべき役割」

掲載誌 ビジネス法務 Vol.22 No.11

著者 梅津 英明

- 論文 「侮辱罪の厳罰化・発信者情報開示制度の改正が企業に与えるインパクト—インターネットを通じた誹謗中傷への対応を中心に」

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

- 掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.34 No.10
著者 今泉 憲人
- 論文 「〈第 95 回 監査役全国会議 開催概要〉講演 I 予測困難な時代の
リスク対応において監査役等に求められる役割」
掲載誌 月刊監査役 742 号
著者 山内 洋嗣
- 論文 「企業法務最前線〈第 250 回〉インターネット上の誹謗中傷への企
業としての対抗策」
掲載誌 月刊監査役 742 号
著者 今泉 憲人
- 講演録 「今また日本社会を脅かす 品質データ偽装の真因とデジタル・フ
ォレンジックの活用について」
掲載サイト Business & Law 合同会社
著者 山内 洋嗣、金山 貴昭

NEWS

- Chambers Asia-Pacific 2023 にて高い評価を得ました
Chambers Asia-Pacific 2023 で、当事務所は日本における複数の分野で上位グル
ープにランキングされ、Crisis Management 分野では藤津 康彦、梅津 英明、山
内 洋嗣が高い評価を得ました。
詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。
- 木山 二郎 弁護士のコメントが、朝日新聞教育特設面『biz カレッジ』コーナ
ーのギフトコンプライアンスに関する記事に掲載されました
- ジャカルタオフィス開設のお知らせ
森・濱田松本法律事務所は、インドネシア・ジャカルタにおいて、2023 年 1 月
を目前に、新たな提携先となる法律事務所（ATD Law）との業務提携を開始する
ことにより、ジャカルタオフィスを開設することを決定いたしました。

インドネシアは、ASEAN 諸国の中でも、最大の人口を擁する国家であり、日系
企業を含む海外企業・投資家による関心が引き続き非常に高い国です。海外製造
拠点としての重要性に加えて、近時は、金融・テクノロジー・医療・物流・運送
サービス等を中心にイノベーションが起きている業務分野への投資など投資対
象の関心も多様化しており、今後も巨大な消費マーケットに裏打ちされた各種産
業の多様化・深化が見込まれます。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

これまで、当事務所は、既存の各拠点から、インドネシアに関する様々な先駆的案件に関与して参りましたが、今般、国境を越えた往来が復活し、インドネシアへの投資案件もさらに増加することが見込まれるこのタイミングで、インドネシア現地におけるサービスの提供体制をより一層強化すべく、ATD Law との業務提携により、ジャカルタオフィスを開設することを決定いたしました。

ATD Law は、Abadi Abi Tisnadisastra インドネシア法弁護士（Abi 弁護士）が代表を務めるインドネシアの現地法律事務所です。Abi 弁護士は、弁護士として 20 年以上の経験を有し、インドネシア現地のリーガルマーケットにおいても非常に高い評価を得ている弁護士であり、日系企業クライアントを含む国際的なクライアントの M&A/コーポレート/金融/通信/テクノロジー分野の案件について多くの実績を有しています。

ATD Law は、インドネシアの独立した法律事務所として本日より業務を開始しております。2023 年 1 月を目途に、ATD Law と弊社事務所とは業務提携を開始し、ATD Law in association with MHM という形で、弊社事務所ジャカルタオフィスとしての業務を開始することを予定しております。

また、ジャカルタオフィスには、コーポレート/M&A の各分野、特にインドネシア案件を多く取り扱ってきており、過去にインドネシア駐在経験もあるシンガポールオフィスパートナーの竹内 哲 弁護士が駐在することに加えて、日本法弁護士（アソシエイト）が駐在いたします。ジャカルタオフィスとして業務を開始するタイミングにて、これらの日本法弁護士も駐在することを予定しております。

ジャカルタオフィスの正式な開設日及び住所等の詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

➤ 名古屋オフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 名古屋オフィスは、この度、2022 年 12 月 12 日より、大名古屋ビルディングの 23 階から **29 階**に移転することとなりましたのでご案内申し上げます。

➤ 新人弁護士（42 名）が入所しました

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com